

社員の帰宅／残留に関するマニュアル策定と帰宅困難者受入れ態勢の整備

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
三井住友海上火災保険株式会社 【平成 27 年】	6010001008795	その他事業者 【金融業，保険業】	東京都
<ul style="list-style-type: none"> ● 三井住友海上火災保険株式会社では、平成 23 年 11 月に災害発生時の社員の帰宅／残留に関する対応マニュアルを制定し、災害発生時に東京 23 区等大都市及びその周辺に所在する拠点の社員においては「事務所残留」を原則とした。同マニュアルに基づき、「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえて、全社員に 3 日分の備蓄品を配備し、机下に保管することで災害時の事務所残留に備えている。また、「安否情報確認システム」も独自に開発し、社員の安否登録情報は家族全員に通知することが可能であり、その通知を受けた家族の安否情報も共有することができる。 ● 同社は、平成 24 年 8 月に、駿河台ビル（本館）と新館について、千代田区と帰宅困難者受入れ及び備蓄品保管倉庫の無償貸与の協定を締結した。千代田区購入の 3 日分の備蓄品を保管し、駿河台ビル（本館）と新館のエントランスホールや会議室・カフェ等を帰宅困難者に提供することとしている（最大受入れ人数約 1,100 名）。また、毎年、東京都・千代田区合同の「帰宅困難者対策訓練」に参加するとともに、「千代田区との協定・被害者一時受入施設の運営要領」を策定し帰宅困難者受入れに備えている。 			